



長野県報

4月22日(木)
平成22年
(2010年)
第2159号

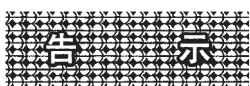
目 次

告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	1
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	2
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
基本測量の実施（建設政策課）	4
平成18年長野県公安委員会告示第8号（警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務）の一部改正（生活安全企画課）	4
政治資金規正法に基づく政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体（選挙管理委員会）	4
特定計量器の定期検査の実施（ものづくり振興課）	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（3件）（生活文化課NPO活動推進室）	7
随意契約の相手方の決定（税務課）	8
調理師試験の実施（食品・生活衛生課）	8
製菓衛生師試験の実施（食品・生活衛生課）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	10
林業種苗法に基づく生産事業者の登録（森林づくり推進課）	10
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	10
平成22年度長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局）	11
平成22年度長野県警察職員採用上級試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局）	14



長野県告示第239号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
くすりのアオキ三輪薬局	長野市三輪九丁目49-36	平成22年3月8日
くるみ薬局	松本市高宮北10-1	平成22年4月1日
東町薬局	南佐久郡佐久穂町高野町2197-10	平成22年4月1日

寺島薬局佐久野沢店

佐久市野沢下木戸248-1

平成22年
4月1日

箕輪町訪問看護ステーション

上伊那郡箕輪町大字三日町
1872-1

平成22年
4月1日

健康長寿課

長野県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社 i	なづな豊丘	須坂市大字豊丘2755番地	平成22年4月16日
特定非営利活動法人まんてん	介護ステーションまんてん	上伊那郡飯島町飯島755番地1	平成22年4月16日

(2) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ソーシャル・ネットワーク	ウィズ塩尻	塩尻市広丘高出2007番地5	平成22年4月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人上伊那福祉協会	サンハート美和	伊那市長谷非持484番地1	平成22年4月16日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社 i	なづな豊丘	須坂市大字豊丘2755番地	平成22年4月16日
特定非営利活動法人まんてん	介護ステーションまんてん	上伊那郡飯島町飯島755番地1	平成22年4月16日

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ソーシャル・ネットワーク	ウィズ塩尻	塩尻市広丘高出2007番地5	平成22年4月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第241号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

1 保安林予定森林の所在場所

茅野市金澤字金澤山5359の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて

長野県告示第242号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡飯島町七久保3013の21（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第243号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合686

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第244号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡池田町大字中鶴3277、3278、3284の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

長野県告示第245号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木祖村大字小木曾5191の1から5191の3まで、5193の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第246号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市龍江1782の8・1782の14・1844の5・1845の2（以上4筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第247号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

2 作業期間

平成22年5月10日から平成22年12月24日まで

3 作業地域

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、佐久市、北佐久郡軽井沢町・御代田町・立科町、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那郡辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・宮田村、下伊那郡松川町・高森町・喬木村

建設政策課

選告示第19号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成22年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

平成22年4月22日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
池田和良と白馬村を良くする会 「じりっинг原村」	中村 茂 長谷川 良之	横沢 伸 小林 晴美	北安曇郡白馬村大字北城12867-140 諏訪郡原村18270-2
政治連盟 長野県民の生活と自然環境を守る会 竹友会	竹前 智 竹中則子	杉本 優二 竹中茂二	長野市大字鶴賀田町2462-1 伊那市手良沢岡582
中沢直人後援会 長野県商工政治連盟丸子町支部 南木曾町を元気にする会（堀みねとう後援会） 西沢英治後援会 馬場のぶ子はげます会 山崎のりお励ます会	宮坂 正明 瀧澤 常久 堀 峰東 大谷 正 赤須 岐久雄 柳瀬 清兵衛	若林 武夫 永井 宏昌 青山 清起 森 武春 田村 紀男 古瀬 育	千曲市大字寂蔵1159 上田市上丸子1592-2 木曾郡南木曾町田立2078-1 千曲市大字羽尾2011-2 駒ヶ根市東伊那2601-2 飯田市上村661

選挙管理委員会

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成22年4月22日

長野県計量検定所長 岡沢正明

長野県公安委員会告示第14号

平成18年長野県公安委員会告示第8号（警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成22年10月1日から施行します。ただし、本則の表以外の部分の改正規定は公布の日から施行します。

平成22年4月22日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

本則の表以外の部分中「第2条の表の5の項」を「第2条の表の6の項」に改め、本則の表の一般国道147号の項の次に次のように加える。

一般国道148号	長野県の全域
----------	--------

生活安全企画課

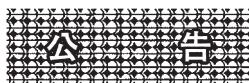
区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
東御市のうち北御牧地区	5月27日 (木)	午前10時 30分から 正午まで	東御市大日向337番地 東御市北御牧庁舎
		午後1時 30分から 午後3時 30分まで	北佐久郡立科町大字芦田2532番地 立科町役場

北佐久郡御代田町	5月28日 (金)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2 御代田町役場		下伊那郡阿南町のうち富草、大下条及び和合地区	6月9日 (水)	午前9時30分から午前11時30分まで	下伊那郡阿南町東条58番地1 阿南町役場
北佐久郡軽井沢町	5月31日 (月)	午後1時から午後4時まで	北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地の1 軽井沢町中央公民		下伊那郡阿南町のうち新野地区		午後1時30分から午後3時まで	下伊那郡阿南町新野1492番地 新野福祉センター
下伊那郡阿智村(旧清内路村地区)	6月1日 (火)	午前10時30分から午前11時30分まで	下伊那郡阿智村清内路375番地の1 阿智村清内路支所		下伊那郡松川町	6月10日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	下伊那郡松川町元大島3823番地 松川町役場
下伊那郡阿智村		午後1時から午後3時まで	下伊那郡阿智村駒場468番地の1 阿智村中央公民館		午前10時30分から正午まで		下伊那郡松川町元大島3823番地 松川町役場	
下伊那郡阿智村のうち浪合地区		午後3時30分から午後4時30分まで	下伊那郡阿智村浪合1018番地 阿智村浪合支所		下伊那郡高森町	6月11日 (金)	午後2時から午後3時30分まで	下伊那郡高森町下市田2180番地 高森町民体育館
下伊那郡根羽村	6月2日 (水)	午前9時30分から午前11時まで	下伊那郡根羽村大畑2131番地1 根羽村老人福祉センター しゃくなげ		下伊那郡大鹿村	6月14日 (月)	午前11時から正午まで	下伊那郡大鹿村大字大河原354番地 大鹿村役場
下伊那郡壳木村	6月3日 (木)	午前10時30分から正午まで	下伊那郡壳木村968番地1 壳木村役場		下伊那郡豊丘村		午後2時から午後3時30分まで	下伊那郡豊丘村大字神稲3128番地1 豊丘村交流センター「だいち」
下伊那郡天龍村		午後2時30分から午後4時まで	下伊那郡天龍村平岡876番地2 天龍村老人福祉センター		上水内郡飯綱町	6月15日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地5 飯綱福祉センター
飯田市のうち南信濃地区	6月4日 (金)	午前10時から午前11時まで	飯田市南信濃和田2596番地3 南信濃自治振興センター		上水内郡信濃町のうち大字野尻、古海、熊坂及び柏原	6月16日 (水)	午前9時から午前11時30分まで	上水内郡信濃町大字柏原3537番地 ながの農業協同組合北部営農センター信濃町共撰所
飯田市のうち上村地区		午後1時から午後2時まで	飯田市上村上町754番地2 上村自治振興センター		上水内郡信濃町のうち大字古間、富濃、荒瀬原、大井、穂波及び平岡		午後1時から午後3時30分まで	上水内郡信濃町大字古間765番地 信濃町立総合体育馆
下伊那郡喬木村	6月7日 (月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡喬木村6664番地 喬木村役場		上水内郡小川村	6月17日 (木)	午後1時から午後3時まで	上水内郡小川村大字高府8800番地8 小川村役場
下伊那郡下條村	6月8日 (火)	午前10時30分から正午まで	下伊那郡下條村睦沢8801番地の1 下條村村民センター		下伊那郡平谷村	6月18日 (金)	午後1時30分から午後2時30分まで	下伊那郡平谷村中平354番地 平谷村役場
下伊那郡泰阜村		午後2時30分から午後4時30分まで	下伊那郡泰阜村3236番地1 泰阜村山村開発センター		佐久市のうち中込、平賀及び内山地区	6月21日 (月)	午前10時30分から正午まで	佐久市平賀5333番地 佐久浅間農業協同組合平賀支所
					佐久市のうち志賀、三井及び平根地区		午後1時30分から午後3時まで	佐久市志賀6106番地 佐久浅間農業協同組合東支所

佐久市のうち岸野及び桜井地区	6月22日 (火)	午前10時30分から正午まで	佐久市伴野1489番地 佐久浅間農業協同組合岸野支所	須坂市のうち日野、井上及び高甫地区 須坂市のうち南部、仁礼及び豊丘地区	7月7日 (水)	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館
佐久市のうち中佐都及び高瀬地区		午後1時30分から午後3時30分まで	佐久市塚原801番地の1 佐久浅間農業協同組合中佐都支所			午後1時から午後3時30分まで	
佐久市のうち浅科地区	6月23日 (水)	午前10時30分から午前11時30分まで	佐久市甲1399番地 佐久市浅科支所	須坂市のうち西部地区 須坂市全域	7月8日 (木)	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館
佐久市のうち望月地区		午後1時から午後3時30分まで	佐久市望月303番地 佐久市駒の里ふれあいセンター			午後1時から午後3時30分まで	
佐久市のうち岩村田及び小田井地区	6月24日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	佐久市岩村田543番地 浅間会館	大町市のうち美麻地区 大町市のうち八坂地区	7月12日 (月)	午前10時30分から午前11時30分まで	大町市美麻11810番地イ 大町市美麻支所
佐久市野沢地区		午前10時30分から正午まで	佐久市取出町183番地 野沢会館			午後1時30分から午後3時まで	
佐久市のうち大沢及び前山地区	6月25日 (金)	午後1時30分から午後3時まで	佐久市前山23番地 佐久浅間農業協同組合前山支所	大町市のうち平地区 大町市全域	7月13日 (火)	午前10時30分から正午まで	大町市大字平10352番地1 大町市平公民館女性未来館ピュア
北安曇郡小谷村		午前10時30分から正午まで	北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 小谷村役場			午後1時30分から午後3時30分まで	
北安曇郡白馬村	7月1日 (木)	午後1時30分から午後3時まで	北安曇郡白馬村大字北城7025番地 白馬村多目的研修集会施設	大町市全域	7月14日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	大町市大字大町3887番地 大町市役所
北安曇郡松川村		午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	北安曇郡松川村76番地5号 松川村役場			午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	
北安曇郡池田町	7月5日 (月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	北安曇郡池田町大字池田3190番地1 池田町公民館	下伊那郡及び飯田市(上記対象地域全般) 東御市及び北佐久郡並びに佐久市(上記対象地域全般)	7月20日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	飯田市東栄町3108番地1 飯田市勤労者福祉センター
須坂市のうち上部及び東部地区		午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館			午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	
須坂市のうち日滝、豊洲及び旭ヶ丘地区	7月6日 (火)	午後1時から午後3時30分まで		中野市のうち長丘、平岡、科野及び倭地区	7月26日 (月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市大字越1131番地 中野市農業協同組合科野支所

中野市のうち平野及び高丘地区	7月27日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市大字江部1372番地8 中野市農業協同組合平野支所
中野市のうち中野、日野及び延徳地区	7月28日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市三好町一丁目3番12号 中野市市民会館
中野市全域（豊田地区を除く）	7月29日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市三好町一丁目3番12号 中野市市民会館

ものづくり振興課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人高齢者及び身障者人材バンク協会
- 3 代表者の氏名
北澤嘉次
- 4 主たる事務所の所在地
長野市桜枝町893番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者および身障者が住む地域に対して、高齢者の介護と身障者の就職支援にかかる事業を行い、高齢者および身障者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県・タイ親善友好協会
- 3 代表者の氏名
加藤 誠
- 4 主たる事務所の所在地
長野市桜枝町893番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、タイで生まれ日本で生活する外国人（在日タイ人）に対して、生活援助、就労・就学支援のための事業を行うとともに、長野県とタイとの国際親善を推進するための事業を行い、在日タイ人の地位の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人調和の響きエコツーリズムネットワーク
- 3 代表者の氏名
古谷 日佐子
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市湖東1844番地71 三井の森いづみ平10-14-8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、茅野市の一般市民や観光業に従事する人々及び観光を利用するすべての人々に対して、地域の自然資源や文化・歴史を生かした地域の自律的な活動を持続的なものとすると同時に身体と心をリフレッシュするために訪れるすべての人々の交流と共生を支援する事業を通じて、茅野市の地域活性化と観光振興に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室